

交通政策審議会海事分科会船員部会  
第2回漁業（いか釣り）最低賃金専門部会 議事次第

令和7年11月20日(木)

13:30 ~ 15:00

3号館8階特別会議室

1. 開会

2. 議事

議題1. 漁業（いか釣り）最低賃金の改正について

3. 閉会

## 漁業（いか釣り）最低賃金専門部会委員名簿

（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

西崎 ちひろ 東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門  
准教授

◎ 野川 忍 東京女子大学 副理事長

（関係船員を代表する委員）

釜石 隆志 全日本海員組合 水産局 水産部専任部長  
漢那 太作 全日本海員組合 水産局 水産部水産部長

（関係使用者を代表する委員）

中津 達也 （一社）全国いか釣り漁業協会 会長  
谷地 充晴 株式会社ヤマツ谷地商店 代表取締役社長

◎ 専門部会長

## 配 布 資 料 一 覧

資料1 漁業（いか釣り）最低賃金  
(令和7年5月9日令和7年国土交通省最低賃金公示第4号)

資料2 漁業（いか釣り）の最低賃金の改正状況

## 漁業（いか釣り）最低賃金

令和7年5月9日 令和7年国土交通省最低賃金公示第4号

## 1 適用する地域

全国

## 2 適用する使用者

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

## 3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第5項に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

## 4 適用する期間

いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

## 5 第3項の船員に係る最低賃金額

月額	1人歩船員	213,300円 (月払いとする)
----	-------	----------------------

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

## 6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

## 附 則（令和7年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、令和7年6月8日から効力を生ずる。

## 漁業(いか釣り)の最低賃金の改正状況

年 度	決定事項	最低賃金額	備考
平成12年度	1,700円UP① (3年間で5,000円是正)※	193,500円	漁業(大型いか釣り)
平成13年度	1,700円UP②	195,200円	
平成14年度	据え置き	195,200円	
平成15年度	据え置き	195,200円	
平成16年度	据え置き	195,200円	
平成17年度	据え置き	195,200円	
平成18年度	据え置き	195,200円	
平成19年度	400円UP③	195,600円	
平成20年度	400円UP④	196,000円	
平成21年度	400円UP⑤	196,400円	
平成22年度	200円UP⑥	196,600円	
平成23年度	100円UP⑦	196,700円	
平成24年度	100円UP⑧	196,800円	
平成25年度	6,300円UP	203,100円	
平成26年度	200円UP	203,300円	
令和6年度	10,000円UP	213,300円	漁業(いか釣り)

※ 平成12年度決定(5,000円)の対応状況

